

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第7号
件 名	文京区で開発・建設に携わる事業者らに対し、区の 条例・要綱において「文京区都市マスタープラン」 の趣旨を周知徹底することを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区内で開発・建設事業をしようとする企業の中には、地元区民らが「文京区都市マスタープラン」（以下、「文京区都市マス」といいます。）の「理念や方針と異なる」と計画の変更を求めているにもかかわらず、地元区民の指摘に真摯に耳を貸そうとせず、自社の最大利益を最優先した計画で工事を強行しようとし、大塚警察署の警察官が出動する事態が起きました（令和2年5月14日、※1）。また、昨年には、「文京区都市マス」を読みもせず土地を購入し、自社の利益だけを考えたと思えない建物を設計して隣接・近隣住民に説明するという出来事が起きています（※2）。文京区は住環境課において小冊子を作成し、その中で「文京区都市マス」の趣旨を踏まえることを記載し、都市計画課においても事業者に対し、「文京区都市マス」の趣旨について説明し理解を得ているとの立場ですが、現状では不十分と言わざるを得ません。

「文京区都市マス」の趣旨に必ずしも沿っているとは言い難い開発が進む、あるいは「文京区都市マス」と整合性が取れていないと地元区民が反対する計画が持ち上がり、建築紛争が尖鋭化し警察沙汰にまでなるのは、単に小冊子でひと言触れただけでは不十分であり、現状の都市計画部各課の対応では十分でないことの証左であると言わざるを得ません。そこで、事業者に対し、条例・要綱における「文京区都市マス」の周知徹底を区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」第3条の「各事業者の責務」に関しては「文京区基本構想及びこれに基づく計画の趣旨に整合するよう努める」となっていますが、「これに基づく計画」と曖昧な表現にとどめず、「文京区基本構想並びに文京区都市マスタープラン及びこれらに基づく計画の趣旨に整合するよう努める」と明記してください。
- 2 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関わる条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 3 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

※1 小日向2丁目の巨大ワンルームマンション建設計画においては、地元区民が「文京区都市マスタープランの理念や方向性と異なる建物であり、小日向の住環境を壊す」として建築主と設計・施工会社に抜本的な計画変更を求めています、事業者は工事を強行し、建築紛争に発展しています。

※2 同じく小日向2丁目の別の場所におけるワンルームマンション建設計画においては、事業者が令和元年12月17日に「説明会」らしき集会を開いたものの、区民が「この計画は文京区都市マスタープランを読み、その趣旨を理解したうえで作ったものか」を質したところ、「文京区の条例等は読んだが、文京区都市マスタープランは読んでいない」と答え、会場は騒然としました。その後、事業者は撤退し、計画は白紙となっています。